

無事故・無違反の優良運転者を表彰します

運転免許を所持し、町交通安全協会の会員の方で無事故・無違反を5年以上続けている優良運転者を表彰します。

表彰区分は、5年・10年・15年・20年・30年以上です。

表彰を希望される方は、5月1日以降発行の無事故無違反証明書をお持ちになり、下記までお申し出ください。

■申請期日 5月18日(金)

◎問い合わせ先

総務課住民係 ☎56-2111 (内線212)

自動車税の納期限は5月31日(木)です

- 自動車税は、4月1日現在運輸支局に登録されている所有者(所得権留保付自動車の場合は使用者)に課税される税金です。必ず納期限内に納めましょう。
- 納税通知書は、5月7日に発送します。納税通知書が届かない方は札幌道税事務所自動車税部(☎011-746-1190)までご連絡ください。
- 5月7日に発送する自動車税納税通知書は、金融機関や郵便局のほか、指定のコンビニエンスストアでも納税することができます。

◎問い合わせ先

留萌振興局税務課 ☎42-8418

動物を遺棄することは犯罪です

犬や猫等の愛護動物を遺棄することは、罰金を科せられる「犯罪」です。

やむを得ない事情で愛護動物の飼育が困難な場合は、知人・友人に新しい飼い主を紹介してもらったり、ポスターを掲示する等、自ら新しい飼い主を探すことが飼い主の責務です。

◎問い合わせ先

北海道環境生活部環境局自然環境課動物管理グループ ☎011-204-5205

自転車も安全速度と気くばりを

自転車はとても便利で環境に優しい乗り物です。

ところが、ルールやマナーを無視した乗り方は、重大な交通事故につながることもあります。

正しいルールを守り、安全に自転車を利用しましょう。

【自転車に乗るにあたっての心得】

- 1 酒を飲んだときや疲れが激しいときは、乗ってはいけません。
- 2 ブレーキが故障している自転車には乗ってはいけません。尾灯・反射器材のない自転車には、夜間乗ってはいけません。
- 3 サドルにまたがったときに、足先が地面に着かないような体に合わない自転車には乗らないようにしましょう。
- 4 交通量の少ない場所でも、2人乗りは危険なのでやめましょう。ただし、幼児用の座席に幼児を乗せているときは別です。
- 5 物を手やハンドルに提げて乗るのはやめましょう。
- 6 下駄やハイヒールを履いて乗らないようにしましょう。
- 7 子どもが自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。
- 8 自転車に乗るときは、車の運転手等から見やすいように明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。
- 9 携帯電話で通話や操作をしたり、傘を差すことによる片手運転や、ヘッドホン等の使用による周囲の音が十分に聞こえないような状態での運転は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。
- 10 自転車に荷物を積むときは、運転の妨げとなったり、不安定となるような積み方はやめましょう。

◎問い合わせ先

北海道警察本部交通企画課
☎011-251-0110 (内線5063)